

# 江東区亀戸地区の概要（東京都）

**供用開始日** 平成 20 年 3 月下旬

**実施主体** 国土交通省、警視庁

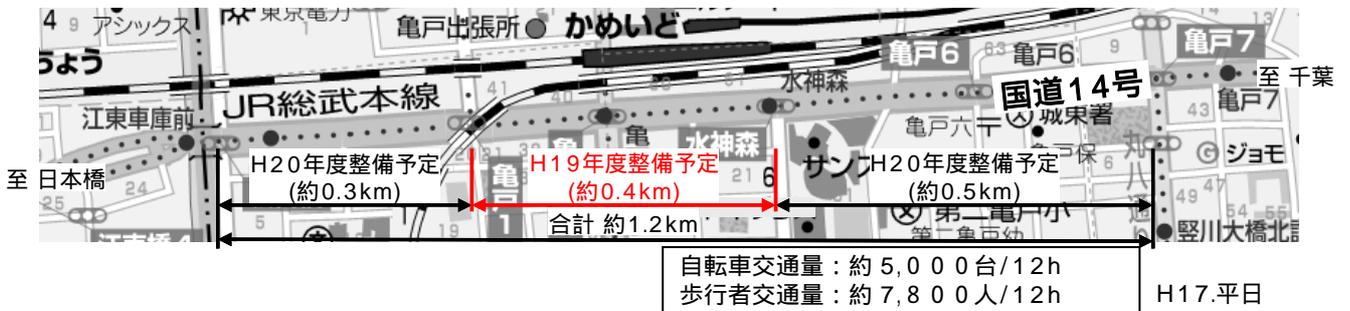
**実施区間** 亀戸一丁目交差点から水神森交差点に至る国道 14 号の約 0.4km の区間

**実施内容** 自転車道の設置

\* 車道の左端に幅員 2m の自転車道を設置し、歩行者・自転車・自動車の通行空間を分離します。

\* 自転車道と車道の境界には、柵・縁石などの構造物を設置し、安全性を向上させます。

走行空間の分離イメージ



路上駐車による危険な車道通行

【施行前】自転車は車道通行が原則となっていますが、路上駐車等により、自転車が安全に走行する空間が無い場合、歩道を通行する自転車が多く、人と自転車の事故が増大しています。



【施行後】歩道を通行する自転車がなくなるため、歩行者は歩道を安心・安全・快適に通行できます。自転車が安全に通行できる空間が確保されるため、自転車事故が減少します。

問合せ先：国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長 シノハラ 篠原

電話：03-3512-9061（直通）

警視庁 交通部 交通規制課 管理官（規制担当） コバヤシ 小林

電話：03-3581-4321（内線 51610）

## 渋谷区幡ヶ谷地区の概要（東京都）

- 供用開始日** 平成 20 年 3 月下旬  
**実施主体** 警視庁、東京都建設局  
**実施区間** 幡ヶ谷不動尊入口交差点から幡ヶ谷二丁目交差点に至る  
特例都道 431 号角筈和泉町線の約 1.2 km の区間  
**実施内容** 自転車専用通行帯の設置

\* 自転車専用通行帯  
（自転車レーン）  
の交通規制を実施し、道路標識と道路標示を設置することにより、自転車通行空間の明確化を図ります。

\* 幅員 1.5m の自転車専用通行帯を強調するため街きよを除いた約 1m 部分を青色系に着色します。



自転車交通量：約 2,600 台/14h  
歩行者交通量：約 3,300 人/14h

H19.平日



【施行前】歩行者・自転車共に交通量が多く、自転車が歩道を通行することにより、歩行者の通行の妨げや接触の危険があり、歩行者が安心して通行できません。



【施行後】自転車が通行すべき場所が明確になり、自転車は車道の左側を今よりも安心して通行できます。歩道にゆとりができ、歩行者の安全性、快適性が向上します。

問合せ先：警視庁 交通部 交通規制課 管理官（規制担当） コバヤシ 小林  
電話：03-3581-4321（内線 51610）  
東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長 イサ 伊佐  
電話：03-5320-5300（直通）